

第14期 廃棄物減量等推進員のしおり

(任期:令和8年1月1日～令和9年12月31日)



高 知 市



高知市の LINE公式アカウント

高知市LINE公式アカウントでは、ごみの分別区分を検索することができます。ぜひ「友だち登録」してご活用ください。

友だち登録のしかた

登録方法

1

右のQRコードを読み取ったら、
LINEアプリを起動して【友だち追加】を押す。



ID : @kochicity

登録方法

2

LINEアプリで @kochicity を【ID検索】し、
高知市のアカウントを選んで【友だち追加】を押す。

QRを読み込んで
友だち登録！



高知市
KOCHICITY

おいぐら?

高知市は、**おいぐら?**を運営する(株)マーケットエンタープライズと連携し、不要品のリユース(再利用)を推進しています。
まだ使えるのも、価値のあるものは“ごみ”として廃棄する前に、ぜひ、リユースショップを活用するなど、環境とお財布に優しいリユース活動をご検討ください。



※ **おいぐら?**は、複数のショップの買取り価格を比較し、手間なく売却できるサービスです。再販できる品物が買取りの対象となりますので、すべての品物をお引き取りできるわけではありません。

お申し込みはコチラ



目 次

1	廃棄物減量等推進員制度について	1
(1)	廃棄物減量等推進員とは	1
(2)	廃棄物減量等推進員の主な活動内容	1
	地域住民へのお知らせについて	1
	地域での啓発活動について	1
	ごみステーションでのごみ出しルールやマナーの指導・啓発について	1
	ごみの出し方などに関する意見・要望などのとりまとめ	1
	市・町内会などとの連携について	1
	研修会・地区説明会などへの出席について	1
(3)	廃棄物減量等推進員が活動中にケガまたは事故をした場合	2
2	高知市のごみの出し方	3
(1)	可燃ごみについて	3
(2)	プラスチック製容器包装(ペットボトルを除く)について	5
(3)	ペットボトルについて	6
(4)	資源物・不燃ごみについて	6
	紙類	7
	布類	9
	ビン類	9
	カン・金属類	9
	水銀を含むごみ	10
	家電品	10
	可燃粗大ごみ	11
	不燃ごみ	11
	発火器具・ライター類	11
3	市が収集しないごみ	12
(1)	処理困難物	12
(2)	家電リサイクル法の対象機器	13
(3)	パソコン	15
(4)	在宅医療廃棄物	16
(5)	事業所から出るごみ	16
4	高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱	17
5	廃棄物に関する問い合わせ先と持ち込みの受け入れ先	19

様式 任期途中に推進員を変更する場合の届出書
高知市廃棄物減量等推進員変更届(様式第2号)

1 廃棄物減量等推進員制度について

(1) 廃棄物減量等推進員とは

廃棄物減量等推進員は、「高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱」（17ページ参照）に基づき市長が委嘱するもので、市と協力して地域におけるごみの減量化や再生利用を促進していくためのボランティアリーダーです。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、次のとおり規定されています。

（廃棄物減量等推進員）

第5条の8 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

(2) 廃棄物減量等推進員の主な活動内容

■ 地域住民へのお知らせについて

- ごみ分別チラシやポスターなどの配布や掲示
- ごみ収集日や分別方法の変更などの地域住民へのお知らせ

■ 地域での啓発活動について

- 市や町内会などとの連携によるごみの分別などに関する地域での勉強会の開催

■ ごみステーションでのごみ出しルールやマナーの指導・啓発について

- 地域のごみステーションでの分別指導・啓発
- ごみステーションの清潔保持のためのごみ出しマナー向上や清掃活動などの指導・啓発

■ ごみの出し方などに関する意見・要望などのとりまとめ

- 地域住民から出される意見・要望などのとりまとめ

■ 市・町内会などとの連携について

- 上記に関する事項について、市及び所属する町内会などの団体との連携

■ 研修会・地区説明会などへの出席について

- 廃棄物に関して市が主催する研修会や地区説明会などへの参加
 - ・ **高知市廃棄物減量等推進員研修会**
年1回、廃棄物に関する研修会を開催しています。
 - ・ **廃棄物行政地区説明会(ごみ懇談会)**
概ね年1回、分別方法変更のお知らせや廃棄物処理の状況等についての報告、ごみに関する疑問点などの意見交換を行うための説明会を各地区で実施しています。

・ 清掃施設見学ツアー

2年に1回、廃棄物の流れや処理方法、リサイクルの現状などを理解していただくため、各清掃施設を見学するツアーを実施しています。

・ ごみ出前講座

高知市のごみ出しルールや分別方法、ごみの減量に向けた取組などについて、職員が地域に出向いて説明する「ごみ出前講座」を実施しています。

講座時間：約1時間（説明 + 質疑）

※日時は夜間や休日を含めご相談に応じます。

会 場：申込者でご用意ください。

申込先：環境業務課（電話：856-5374）



※原則、実施予定日の2週間前までにお申し込みください。

その他の：町内会やサークルなどグループでお申し込みください。

職員の派遣にかかる費用や資料代は無料です。

（3）廃棄物減量等推進員が活動中にケガまたは事故をした場合

推進員を対象に、ごみステーションでお世話をしているときに発生した事故に対応できる保険へ加入しています。

この保険は、ごみステーションでの事故以外にも、新エネルギー・環境政策課や環境業務課が主催する研修会などへ参加するために出掛けた際に遭った事故など、推進員活動全般に適用されます。

○ 万が一事故が起きたら

まずケガの手当てが必要な場合は病院への搬送を優先してください。

（交通事故の場合は、警察を呼んでください。）

その後、すみやかに新エネルギー・環境政策課（電話：823-9209）までご連絡ください。その際に、事故の内容や被害者の状況などを詳しく聞かせてください。

○ 推進員以外の方が事故を起こしてしまった場合

推進員ではない、当番としてごみステーションのお世話をしている方が、事故に遭った場合は、地域コミュニティ推進課が加入している保険での対応となります。

この保険は、市や町内会などが主催する環境美化活動に参加する方が対象となっており、ごみステーションでの分別作業中の事故にも、対応するものとなっていきます。

詳しい内容は、地域コミュニティ推進課（電話：823-9080）までご連絡ください。

※いずれも、内容によっては保険が適用されない場合があります。

2 高知市のごみの出し方

(令和7年1月1日現在)

収集日当日の朝8時までに、決められたごみステーションに出してください。

※ごみの収集時刻は、いつも同じ時刻とは限りません。

その日の道路の混雑状況や、道路工事などの関係により、
収集ルートを調整することで、普段は午後に収集しているところ
でも、朝8時過ぎに収集する場合もあります。

収集が終わった後の排出となることを防ぐため、当日の朝8時
までに、ごみステーションに出していただくようお願いします。



(1) 可燃ごみについて (台所ごみ、庭のごみ、その他の生活ごみなど)

- 週2回収集で、地域によって収集日が分かれています。

月・木の地域

朝倉、鴨田、旭街、初月、上街、高知街、北街、南街(弘化台除く)、潮江(孕東町を除く)、鏡、春野(弘岡上、弘岡中、弘岡下、森山、新川、西畠、仁ノ、西分)

火・金の地域

小高坂、江ノ口、秦、一宮、下知、布師田、高須、大津、介良、五台山、三里、御畠瀬、浦戸、弘化台、長浜、潮江(孕東町のみ)、土佐山、春野(甲殿、秋山、芳原、内ノ谷、東諸木、西諸木、平和、南ヶ丘)

- 休日の収集については、広報「あかるいまち」などでお知らせします。
- 透明・半透明の袋に入れてください。

＜可燃ごみの例＞

台所ごみ



十分に水切りをしてから出す

庭のごみ



落ち葉



草・木

80cm程度に切って束ねる

他の生活ごみ



吸い殻



おむつ



ティッシュなどの紙くず

汚物はトイレ処理

その他燃える素材のもの(おおむね45㍑のごみ袋に入る大きさのもの)



おもちゃ・ぬいぐるみ



かばん



くつ・長くつ



ボールペン



プランター



ボール



グローブ



ゴムホース



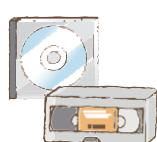
ざぶとん



肌着類



ポリタンク
(中身を抜いて)



CD・DVD
ビデオテープ
(ケースを含む)



タッパー



ポリバケツ・
洗面器
(プラスチック製)

(2) プラスチック製容器包装(ペットボトルを除く)について

プラスチック製容器包装とは、中身を消費したり商品と分離したりした場合に不要になるプラスチック製の容器や包装のことです。



- 収集日（毎週水曜日）の朝8時までに、可燃ごみステーションに出してください。
- 休日の収集については、広報「あかるいまち」などでお知らせします。
- 汚れているものは簡単に水洗いして出してください。
※汚れが落ちにくいものは、週2回の「可燃ごみ」に出してください。
- 排出の際は、リサイクル工場での選別作業に支障がありますので、複数の小袋を大袋にまとめたり、袋を2重にしたりしないでください。
- ごみステーションへ出す時は、先に出ている袋にくくりつけるなどして、風で飛ばされないようにしてください。
- 台風時のみならず、風の強い日は飛散する確率が非常に高くなりますので、日を改めて排出をお願いします。

<プラスチック製容器包装の例>

カップ、パック類(カップ麺の容器、プリンやゼリーのカップ、卵のパックなど)

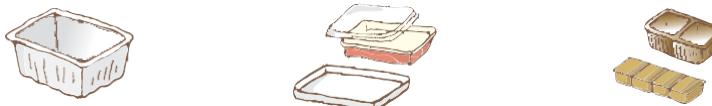


ボトル類(洗剤、シャンプー、ソース、食用油などのボトル)



最後まで使い切って、簡単に水洗いしてください。

トレイ類(生鮮食品、惣菜などのトレイ)



ポリ袋、ラップ類(お菓子やパンの袋、電池のフィルム状の包みなど)



チューブ類(マヨネーズ、ケチャップ、わさび、ハミガキ粉などのチューブ)



注意

チューブ類は汚れが落ちにくいので、一度水洗いしても落ちないものは週2回の「可燃ごみ」で出してください。

その他 (ペットボトル・ガラス瓶などのプラスチック製のふたやラベル、みかんネット、商品保護用の発泡スチロールやエアークッション)



(3) ペットボトルについて ※ごみステーションに出すことはできません。

- 量販店などに設置してあるペットボトル専用回収ボックスに、店舗の営業時間内に出てください。
- 中を軽く水洗いし、キャップとラベルをはずし、押しつぶして出してください。
(はずしたキャップとラベルは、「プラスチック製容器包装」です。水曜日に可燃ごみステーションに出してください。)



- 回収ボックスでの収集の対象となるペットボトルは、次のとおりです。

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| ①飲料用（ジュースやお茶、水など） | ⑥調味酢用 |
| ②しょうゆ用 | ⑦しょうゆ加工品用 |
| ③酒類用（酒、みりんなど） | ⑧ドレッシングタイプ調味料用
(ノンオイルドレッシング) |
| ④みりん風調味料用 | ⑨アルコール発酵調味料用 |
| ⑤食酢用 | |

(4) 資源物・不燃ごみについて

- 収集日は概ね月1回、指定の日です。
- 休日の収集については、広報「あかるいまち」などでお知らせします。
- 収集日当日の朝8時までに、資源物・不燃ごみステーションへ出してください。

紙類

- 紙類は5種類に分別して、それぞれをしっかりとひもでしばってください。
(雑がみは紙袋に入れて、しばってもかまいません。)
- 雨の日は、濡れないように丈夫なポリ袋に入れて出してください。
- 雜がみで個人情報を含むものについては、「可燃ごみ」で出してください。



新聞紙と、折り込みチラシを分ける必要はありません。



雑誌・書籍、
カタログ
パンフレット
コピー用紙



・洗って、開いて、乾かして
出します。
・内側がアルミニコートイング
されているものは「可燃
ごみ」へ



＜雑がみの例＞ごみの減量と再資源化を進めるため、平成23年3月から分別回収を行っています。

雑がみとして出せるもの



食料品や日用品の紙箱

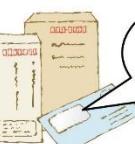
窓のビニール
は取り除く



紙以外の取っ手
は取り除く



トイレットペーパー
ラップのしん



封筒類

窓のビニールや
セロハンは取り除く



ポスター・カレンダー

金属やプラスチック
部分は取り除く

雑がみとして出せないもの(「可燃ごみ」で出してください)



缶ビールなど
の6缶パック

・アイスクリーム
・ヨーグルト
・カップ麺の紙製容器



においのついた箱



写真・アルバム



お酒や野菜ジュース
のパック(内側をアル
ミやビニールでコー
ティングしたもの)

レシート
ファックス用紙
(感熱紙)



金紙
銀紙



複写伝票
(カーボン・
ノンカーボン)



汚れた紙

■まちがえやすい紙類の分別早見表

	品目	分別区分		品目	分別区分
あ	・ アイスクリームの紙製容器	可燃ごみ	た	・ 台紙	雑がみ
	・ アイロンプリント(捺染紙)	可燃ごみ		・ 宅急便の伝票	可燃ごみ
	・ 圧着はがき(親展はがきなど) (にこから開けてくださいと書いているはがき)	可燃ごみ		・ タバコの箱 (外装フィルムや銀紙は取り除く)	雑がみ
	・ 油紙	可燃ごみ		・ 単行本	雑誌
	・ アルバム(台紙含む)	可燃ごみ		・ ティッシュの箱 (取り出しが口のビニールは取り除く)	雑がみ
	・ アルミでコーティングされた紙や紙パック	可燃ごみ		・ ティッシュペーパー	可燃ごみ
	・ カーボン紙、ノンカーボン紙	可燃ごみ		・ テスト用紙	雑誌
	・ 菓子箱	雑がみ		・ 点字用紙	可燃ごみ
	・ カタログ	雑誌		・ トイレットペーパーのしん	雑がみ
	・ カップ麺の紙製容器	可燃ごみ		・ においのついた紙	可燃ごみ
か	・ 紙コップ・紙皿	可燃ごみ		・ ノート	雑誌
	・ 紙パックマーク  がついたもの	飲料用紙パック		・ はがき (写真付きや圧着はがきは可燃ごみ)	雑がみ
	・ 紙袋(紙以外の取っ手は取り除く)	雑がみ		・ 半紙	可燃ごみ
	・ カレンダー	雑がみ		・ パンフレット	雑誌
	・ 感熱紙(レシート、ファックス用紙など)	可燃ごみ		・ ビールの6缶パック	可燃ごみ
	・ 缶ビールなどの6缶パック	可燃ごみ		・ ビニールでコーティングされた紙や紙パック	可燃ごみ
	・ 牛乳パック	飲料用紙パック		・ ファックス用紙(感熱紙)	可燃ごみ
	・ 金紙・銀紙	可燃ごみ		・ 封筒 (窓付きはビニールやセロハンを取り除く)	雑がみ
	・ 薬の紙箱	雑がみ		・ ふすま紙、障子紙、壁紙	可燃ごみ
	・ クレヨンで描かれた紙	可燃ごみ		・ プリント類	雑誌
さ	・ 化粧箱	雑がみ		・ 包装紙	雑がみ
	・ 合成紙	可燃ごみ		・ ポスター	雑がみ
	・ コピー用紙	雑誌		・ 本	雑誌
	・ 米袋	雑がみ		・ マッチの箱	可燃ごみ
	・ シール	可燃ごみ		・ ヨーグルトの紙製容器	可燃ごみ
	・ 写真	可燃ごみ		・ 汚れのついている紙箱や紙	可燃ごみ
	・ 週刊誌	雑誌		・ ラップのしん	雑がみ
	・ シュレッダーにかけた紙	可燃ごみ		・ ラップの箱 (紙以外の刃の部分は取り除く)	雑がみ
	・ 食品類が入っていた紙箱	雑がみ		・ レシート(感熱紙)	可燃ごみ
	・ 書籍	雑誌		・ 和紙全般	可燃ごみ
まや	・ 親展はがき(圧着はがき)	可燃ごみ			
	・ 石鹼の箱や包装紙	可燃ごみ			
	・ 線香の箱	可燃ごみ			
	・ 洗剤の箱	可燃ごみ			
ら					
わ					

布類



- 中身の見えるポリ袋に入れてください。
- 下着、くつ下、ぼろ布、汚れのひどいものは「可燃ごみ」で出してください。
- 毛布や布団は「可燃粗大ごみ」で出してください。
※45Lのごみ袋に入るものは週2回の「可燃ごみ」に出してください。



ビン類



透明



茶



その他
(青・緑・黒など)

- 透明、茶、その他の色の3種類に分別してください。
- キャップを取り、中身を出して水洗いしてください。
※はざれにくい中栓は、無理にはささずそのまま出してください。
- ラベルをはがす必要はありません。
※リサイクルする際の、細かく碎く（カレット）過程でラベルは取り除かれます。
- 次のものは「不燃ごみ」です。
 - ・薬品ビンや化粧ビンなど、飲食料ビン以外のもの
 - ・割れビン、ガラス食器、板ガラス

カン・金属類

＜カン・金属の例＞

カン



空きカン・金属キャップ
(アルミ缶・スチール缶)



スプレーカンは中身を
使い切って穴を開ける

スプレー缶の 穴あけが無理な場合



・穴が開いていないものだけを
まとめて「穴あけなし」などの
表記をして出してください

金 属



自転車



バイク



鍋・フライパン



かさ



針・クギ・ナット
など



刃物
(新聞紙など
でくるむ)

- 空きカンは、中身を出して水洗いしてください。
- スプレーカンに穴をあけることができずに排出する場合は、穴をあけていないことが分かるように表記をして出してください。
※ステーションでの、分別当番の方等による穴あけ作業中の事故が頻発しています。
ステーションにおいては、穴あけ作業は行わないようお願いします。
- バイクは廃車手続きをし、燃料を抜いてください。（バッテリーも取りはずすこと）
- 塗料や薬品、ワックス、接着剤の入っていた空きカンは「不燃ごみ」です。

水銀を含むごみ

＜水銀を含むごみの例＞



蛍光灯



電球型蛍光灯



水銀体温計



乾電池



リチウム
イオン電池

- 白熱電球やグロー球、LED電球は「不燃ごみ」、電子体温計は「可燃ごみ」です。
- 乾電池については、水銀が入っていないものについても水銀の再資源化ルートを通じてリサイクルしていますので、「水銀を含むごみ」として出してください。

家電品

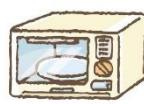
＜家電品の例＞



石油ファンヒーター



プリンター



電子レンジ



ビデオデッキ



アイロン



ドライヤー



掃除機



ラジカセ



電気毛布
電気カーペット



空気清浄機
加湿器

※ 次に掲げる家電リサイクル法の対象機器とパソコンは、ごみステーションに出すことはできません。(13~15ページを参考に決められた方法で処分してください。)

テレビ
(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)



冷蔵庫・冷凍庫



家電リサイクル法対象機器



エアコン(室外機含む)



パソコン



洗濯機・衣類乾燥機

可燃粗大ごみ

- 木製品や布団、大型の製品プラスチックなど比較的大型の燃えるごみ
- 概ね45lのごみ袋に入る小型の燃えるごみは、週2回の「可燃ごみ」に出してください。

＜可燃粗大ごみの例＞



※上記のものでも、分解するなどして概ね45lのごみ袋に入る大きさにしたものには
週2回の「可燃ごみ」へ出してください。

不燃ごみ

＜不燃ごみの例＞



- 割れガラス、割れ食器、カミソリなど危険なものは、新聞紙などで包むなどして、危険のないようにしてください。

発火器具・ライター類

＜発火器具・ライター類の例＞



- 未使用の花火・マッチは水で湿らせて、出してください。
- ライターは中身を使い切ってから出してください。

3 市が収集しないごみ

それぞれの品目ごとに、決められた方法で処分してください。

(1) 処理困難物



ピアノ



自動車タイヤ



発火性・引火性のある危険物

＜例＞
ガソリン、灯油、
シンナー、発炎筒

- 上記のものは、販売店へ引き取りを依頼してください。
- 自動車用タイヤ以外のタイヤ（バイクや自転車など）は、「可燃粗大ごみ」へ出してください。（45ℓの袋に入る場合は、週2回の「可燃ごみ」へ）

農薬・薬品



※農薬や薬品の処分は、販売店にご相談ください。

プロパンガスボンベ



※プロパンガスボンベの処分は、販売店または下記へご相談ください。

■高知県エルピーガス協会 電話:805-1622

FRP船

※FRP船を処分する場合は、下記へご相談ください。



■高知市環境業務課 電話:856-5374

消火器

不要になった消火器を処分する場合は、次のことに注意してください。

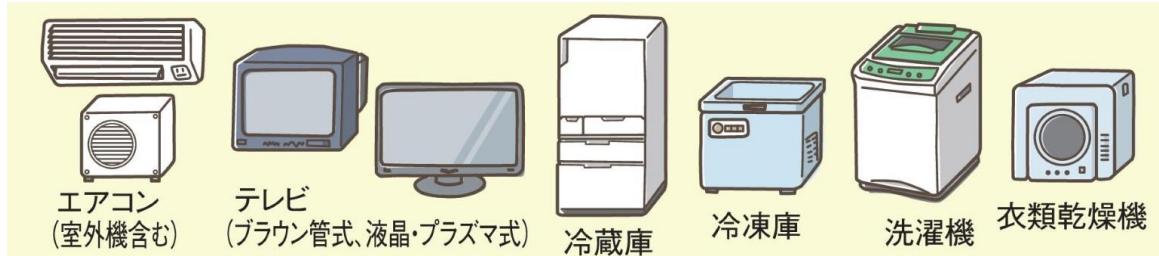
- ・廃棄しようとする消火器は、危険ですので絶対に分解したり、放射したりしないでください。
- ・消火器の廃棄は下記にご相談ください。



■高知県消防設備協会 電話:856-8211

(2) 家電リサイクル法の対象機器

現在の家電リサイクル法対象品目の「テレビ（液晶・プラズマ式、ブラウン管式）」「エアコン（室外機含む）」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」は、法律によりリサイクルが義務づけられています。



○ 家電リサイクル法対象機器の処分について

買い替える場合

新しい家電製品を買って、古いものを廃棄するときは、買い替えをするお店に引き取ってもらうことができます。排出者は、リサイクル料金（製品やメーカーにより異なる）をそのお店に支払ってください。

買い替え以外の場合

廃棄しようとする家電製品を買ったお店、または「家電リサイクル推進事業協力店」に引き取ってもらうことができます。排出者は、リサイクル料金（製品やメーカーにより異なる）と収集運搬料金（店により異なる）をそのお店に支払ってください。

＜家電リサイクル推進事業協力店＞

廃棄しようとする家電製品を買ったお店が遠方あるいは不明の場合や、買い替えでもない場合には引き取りをしてもらえるお店（高知県電機商業組合高知支部加盟店）があります。

詳しくは、「高知市の家庭ごみの出し方」チラシをご覧いただくか、環境業務課（電話：856-5374）へお問い合わせください。

排出者自らが運搬する場合

事前に郵便局で所定のリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を受け取ります。受け取った家電リサイクル券と、廃棄しようとする家電製品を「指定引取場所」へ持ち込んでください。

＜指定引取場所＞

廃棄しようとする家電製品を持ち込む場合、指定引取場所へメーカーにかかわらず持ち込むことができます。（下記参照）

ただし、事前に郵便局で「家電リサイクル券」を購入する必要があります。

■荒井金属(株)仁井田工場

家電リサイクルセンター

高知市仁井田朝日ヶ丘4601

電話 088-837-3751

休業日 日曜・祝日（土曜は不定休）

年末年始・盆休み

受付時間 9時～11時30分 13時～16時30分



■日本通運(株)高知指定引取場所

南国市三和琴平2丁目1638-4

電話 088-865-8100

休業日 日曜・祝日（土曜は不定休）

年末年始・盆休み

受付時間 9時～11時30分 13時～16時30分



家電リサイクル券に関することやメーカー別リサイクル料金などが知りたい場合は、「RKC(一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター)」へお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-319640

電話 03-5249-3455【有料】(IP電話などフリーダイヤルがつながらない場合)

受付時間 9時～18時(日曜・祝日休)

ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp>

(3) パソコン

パソコンは家電リサイクル法の対象ではありませんが、資源有効利用促進法により、製造メーカー等が回収して、リサイクルを行います。



○ パソコンの処分について

宅配便による無料回収

市の連携・協力事業者であるリネット・ジャパンリサイクル株式会社が、宅配便による回収を行っています。プリンターなどの周辺機器も一緒に回収できます。

詳しくは、下記の「リネット・ジャパンリサイクル株式会社」のホームページをご覧いただか、お電話にてお問い合わせください。

<宅配便回収の流れ>

- ①事前に申し込み（インターネットまたは電話・FAX）
- ②ご自身で段ボールへ梱包
- ③希望の日時に宅配業者が回収

※無料となる箱のサイズと重量の上限： 3辺合計140cm以内・20kg以下

<申し込み先：リネット・ジャパンリサイクル株式会社>

ホームページ：<https://www.renet.jp/>

電話： 0570-085-800

パソコンメーカーによる回収

- ①メーカーへ電話などで回収を申し込む（自作のパソコンやメーカーが倒産している場合は「パソコン3R推進協会（電話：03-5282-7685）」が窓口です。）

各メーカーの窓口はこちらで確認できます。

パソコン3R推進協会 ホームページ：<https://www.pc3r.jp>

- ②メーカーなどからリサイクル料金支払用紙が郵送される
- ③リサイクル料金支払い（郵便局・コンビニ・銀行・クレジットカード）
- ④エコゆうパック伝票などが送られてくる
- ⑤エコゆうパックでメーカーなどへパソコンを送付



※PCリサイクルマーク

が付いているパソコンの場合は、購入時に

リサイクル料金を支払うシステムとなっており、①⇒④⇒⑤の手順となります。

(4) 在宅医療廃棄物

在宅医療に伴い家庭から排出される在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利なものについては、安全に取り扱うことが困難なため、市による収集はしていません。処方された病院や薬局等に引き取ってもらうようにしてください。

病院や薬局に返すものの例



医療用注射針



ペン型自己注射針



輸液セット

使い捨てペン型インスリン注射器

※その他注射針等の鋭利なもの



注意

在宅医療廃棄物のうち、CAPDバッグ・輸液用バッグ・気管内吸引カテーテル・鼻マスク・注入器・インスリカートリッジなどは週2回の「可燃ごみ」に出してください。

(5) 事業所から出るごみ（ごみステーションには出せません。）

・ 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、事業活動（飲食店・理美容・商店・会社・工場・事務所など）に伴って排出されるごみで、産業廃棄物以外のものをいいます。

これらのごみは、法令により自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、自ら処理できない場合は、市の処理施設に直接持ち込むか、市が許可した一般廃棄物処理業者に委託するなどして処理してください。

・ 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生したごみのうち、燃えがら・汚泥・廃プラスチック類・がれき類などの20品目をいいます。

これらのごみは、法令により事業者自身に処理責任があります。自ら処理することができない場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者などに委託してください。

詳しくは廃棄物対策課（電話：823-9427）までご相談ください。

4 高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号）

第17条の規定による廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理について熱意と識見を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 町内会・自治会の代表者
- (2) 公民館長
- (3) 衛生組合の代表者
- (4) 資源・不燃物登録団体の代表者
- (5) ごみ集積所の代表者
- (6) 前各号の団体等（以下「団体等」という。）から推薦を受けた者

2 推進員は、任意の協力に基づくボランティアとし、その職務に対する報酬は支給されない。

(任期)

第3条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠、追加等の事由による推進員の任期は、現任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(職務)

第4条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の減量及び適正処理の普及・啓発に関する次に掲げる事項
 - ア 地域住民に対する清掃行政の推進に係る市の計画方針の連絡に関すること。
 - イ 地域住民の廃棄物の減量及び適正処理等に対する意見、要望等の市への連絡及び調整に関すること。
 - ウ その他廃棄物の減量及び適正処理の普及・啓発に関し必要な事項
- (2) 分別収集の指導啓発に関する次に掲げる事項
 - ア ごみ集積所の清潔保持の指導啓発に関すること。
 - イ 分別収集日時の遵守の指導啓発に関すること。
 - ウ 分別排出方法の徹底の指導啓発に関すること。
- (3) 地域における美化活動の参加の促進に関すること。
- (4) 不法投棄に関する市への通報等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の減量及び適正な処理をするための市の施策への協力その他の活動の推進に関すること。

(担当区域)

第5条 推進員が前条の職務を担当する区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

- (1) 町内会・自治会、公民館及び衛生組合の代表者又は当該団体等から推薦を受けた者の当該団体等の区域
- (2) 資源・不燃物登録団体及びごみ集積所の代表者又は当該団体等から推薦を受けた者の当該団体等の所管するごみ集積所の利用者の居住する区域

(担当区域)

第5条 推進員が前条の職務を担当する区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

- (1) 町内会・自治会、公民館及び衛生組合の代表者又は当該団体等から推薦を受けた者の当該団体等の区域
- (2) 資源・不燃物登録団体及びごみ集積所の代表者又は当該団体等から推薦を受けた者の当該団体等の所管するごみ集積所の利用者の居住する区域

(推進員証)

第6条 推進員は、職務に従事するときは、その身分を証するため、高知市廃棄物減量等推進員証（様式第1号。以下この条において「推進員証」という。）を携帯し、必要に応じてこれを提示するものとする。

2 推進員は、解嘱されたときは、速やかに推進員証を返還しなければならない。

(解嘱)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くことができる。

- (1) 推進員としての適格を欠くと認められる場合
- (2) 団体等から廃棄物減量等推進員変更届（様式第2号）が提出された場合
- (3) 自己の都合により解嘱を申し出たとき。
- (4) その他その職を解くことが必要と認めるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の環境部清掃関係貸与品等検討委員会設置要綱等の規定による様式は、この要綱による改正後の環境部清掃関係貸与品等検討委員会設置要綱等の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

5 廃棄物に関する問い合わせ先と持ち込みの受け入れ先

(令和7年1月1日現在)

高知市コールセンター（電話:822-8111）

受付時間：8時から18時まで 年中無休

ごみの分別などの問い合わせを上記時間で受け付けています。
ぜひご利用ください。

■新エネルギー・環境政策課（電話:823-9209）

所在地 高知市本町五丁目1-45(本庁舎5階514窓口)
ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/186/>
E-MAIL kc-180500@city.kochi.lg.jp

廃棄物減量等推進員に関すること、ごみの減量やリサイクルに関することなど

■環境業務課（電話:856-5374）

所在地 高知市長浜宮田2000-10
ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/64/>
E-MAIL kc-180800@city.kochi.lg.jp

資源・不燃物登録団体に関すること、ごみの収集に関すること（ごみの収集日、ごみステーションの設置・廃止及び変更、ごみステーション用看板）、ごみの分別に関すること（ごみステーションへの不適正排出など）、分別チラシの作成や配布などPRに関すること、町内を清掃した時の美化ごみの収集に関すること、犬猫の死体の収集に関することなど

■廃棄物対策課（電話:823-9427）

所在地 高知市本町五丁目1-45(本庁舎5階511窓口)
ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/68/>
E-MAIL kc-181400@city.kochi.lg.jp

不法投棄、不法焼却（野焼き）、事業所から出るごみに関することなど

■高知市清掃工場(電話:842-1171)

所在地 高知市長浜6459

ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/66/>

E-MAIL kc-180900@city.kochi.lg.jp

可燃ごみ、可燃粗大ごみの受け入れに関するこ

＜持ち込みの受け入れ＞

・日時 月～金曜日（祝日を除く） 8時～11時30分 13時～15時30分

・処分手数料 10kgまでごとに120円（令和8年4月1日から10kgまでごとに130円）

■菖蒲谷プラスチック減容工場(電話:884-4424)

所在地 高知市仁井田3636

ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/187/>（環境施設対策課）

E-MAIL kc-180700@city.kochi.lg.jp（環境施設対策課）

プラスチック製容器包装、ペットボトルの受け入れに関するこ

＜持ち込みの受け入れ＞※事前にお問い合わせください。

・日時 月～金曜日（水曜日・祝日を除く） 9時～11時30分 13時～15時30分

・処分手数料 10kgまでごとに290円（令和8年4月1日から10kgまでごとに430円）

■三里最終処分場(電話:847-2337)

所在地 高知市池2571

ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/187/>（環境施設対策課）

E-MAIL kc-180700@city.kochi.lg.jp（環境施設対策課）

不燃ごみ、家電品の受け入れに関するこ※事業系のごみは受け入れできません。

＜持ち込みの受け入れ＞※事前にお問い合わせください。

・日時 月～金曜日（祝日を除く） 9時～11時30分 13時～15時30分

・処分手数料 10kgまでごとに120円（令和8年4月1日から10kgまでごとに130円）

■高知市再生資源処理センター(電話:866-5613)

所在地 高知市大津乙1786-1

ホームページ <https://kochi-saisei.or.jp>

資源物（紙類、布類、ビン類、カン・金属類、水銀含有物）の受け入れに関するこ
※事業系のものは受け入れできません。

＜持ち込みの受け入れ＞※事前にお問い合わせください。

・日時 月～金曜日（祝日を除く） 9時～11時30分 13時～15時30分

・処分手数料 水銀含有物 5kgまでごとに720円（令和8年4月1日から「水銀含有物・電池類」5kgまでごとに900円）

任期途中に推進員を変更する場合の届出書

(様式第2号 廃棄物減量等推進員変更届)

【注意事項】

- ・ この届出書は推進員の変更がある場合のみ使用してください。
※後任の方がおらず、任期途中で推進員を辞退される場合は、事前に新エネルギー・環境政策課(電話:823-9209)までご連絡ください。
- ・ 記入例を参考にして記名後、新エネルギー・環境政策課まで郵送またはご持参ください。
- ・ 届出は、毎月20日を目途に処理しています。
【例:解嘱の場合】5月20日まで受付分→5月31日解嘱
【例:委嘱の場合】5月20日まで受付分→6月1日委嘱
※委嘱書、推進員証の発行は、委嘱月に合わせて行います。



【記入例】

様式第2号（第7条関係）

廃棄物減量等推進員変更届

所 属 団 体 等		○○町内会
新推進員	住 所	高知市○○町 1-10
	フリガナ 氏 名	トサ ジロウ 土佐 次郎
	生年月日	S 3 8 年 5 月 30 日 生
	電 話	823-9209
旧推進員	住 所	高知市○○町 3-30
	氏 名	高知 鳴子
変更理由 町内会役員の改選による		

今月末日をもって、上記のとおり廃棄物減量等推進員を変更しますのでお届けいたします。

令和〇年〇月〇日

高知市長〇〇〇〇様

届出者の欄は、

- (1) 町内会・自治会の代表者
- (2) 公民館長、衛生組合の代表者
- (3) 資源・不燃物登録団体の代表者
- (4) ごみ集積所の代表者

のいずれかに該当する方が
ご記入ください。

届出者（所属団体等の代表者）

住 所 高知市○○町 1-5
氏 名 南国 龍馬

※この欄は記入しないでください。

(新) ID	再 任・新 規	(旧) ID
--------	---------	--------

※任期途中に推進員を変更する場合には、こちらの届出書を新エネルギー・環境政策課へご提出ください。

様式第2号（第7条関係）

廃棄物減量等推進員変更届

所 属 団 体 等				
新推進員	住 所			
	フリガナ 氏 名			
	生年月日	年	月	日 生
	電 話			
旧推進員	住 所			
	氏 名			
変更理由				

今月末日をもって、上記のとおり廃棄物減量等推進員を変更しますのでお届けいたします。

年 月 日

高知市長 様

届 出 者（所属団体等の代表者）

住 所

氏 名

※この欄は記入しないでください。

(新) ID	再 任・新 規	(旧) ID
--------	---------	--------

第14期
廃棄物減量等推進員のしおり

令和8年1月1日発行

高知市新エネルギー・環境政策課
高知市本町五丁目1-45(本庁舎5階514窓口)
電話:088(823)9209
FAX:088(823)9553